

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

御名前（上田 嘉夫）

1. 国連「障害者権利条約」について

1-①

1. 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
- ②. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他

（国の法令にもとづき対応していく）

その理由

↓

1-②

1. 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
- ③. どちらとも言えない
4. その他

（ ）

その理由

2. 茨木市役所での障害者雇用について

1. 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき
2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい
3. どちらとも言えない
4. その他 []

その理由

3. 65歳問題について

1. 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき
2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
3. どちらとも言えない
4. その他 []

その理由

4. 障害のある人の地域生活について

4-①

1. 茨木市としても24時間介護が必要である。
2. 茨木市として24時間介護が必要ではない。
3. どちらとも言えない
4. その他

[]

その理由

重度に陥った打荷が必要

4-②

1. ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
- ② ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
3. どちらとも言えない
4. その他

[]

その理由

5. 医療について

5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

民間医療機関で対応

5-②同行援護について

必要に応じた対応

6. 市民会館について

筆の中核としての位置付けし総合文化施設
として考えています。 芸術

ありがとうございました。
茨木障害フォーラム (IDF)